大田区景観計画 変更素案(概要版)













1. 大田区景観計画について

- ●平成25年4月1日、東京都との協議を経て、 景観法に定める「景観行政団体」へと移行
- ●平成25年10月に大田区景観計画を策定

大田区景観計画の目標

自然環境、歴史、文化などの資源とともに、 地域力を活かした世界に誇ることができる多彩で 魅力的な景観のあるまちをめざします。

大田区景観計画の体系

景観計画区域(区全域)



景観形成に関する基本方針



景観形成基準

(良好な景観形成のための行為の制限 に関する事項)

2. (仮称)大森八景坂景観形成重点地区追加指定の背景

◆ 大森八景坂地区を景観形成重点地区に追加指定する検討がはじまった3つの契機

①地区の位置づけ

- ・大田区都市計画マスタープラン における「中心拠点」
- ・大田区景観計画における「景観 形成重点地区等の追加指定を 検討する地区」

②地域住民の景観意識

・地元住民が中心となり、 H27年「まちづくり計画案」、 H29年「デザインコード」を作成

③都市計画事業の進捗

·補助線街路第28号線(池上通 り) の都市計画決定・事業認可 の取得

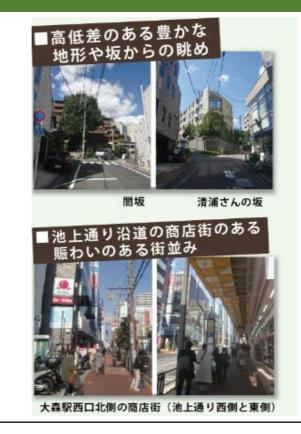
3. 大森八景坂周辺の景観の特徴

■八景坂の緩やかな地形 山王二丁目交差点付近

■歴史ある天祖神社の豊かな緑



天祖神社入口付近・天祖神社社殿



4. 景観形成誘導の考え方

●大田区らしい多彩で魅力的な景観のあるまちを目指し、3つの景観づくりを 進めている。

景観づくり① 市街地類型ごとの景観形成(区域全域)

景観づくり② 景観資源周辺における景観形成(景観資源の周辺にある敷地)

景観づくり③ 景観形成重点地区及び景観保全誘導区域における景観形成

敷地1 敷地2 敷地3 敷地 4 市街地類型ごとの景観形成(区域全域) 景観づくり①

> 景観づくり② 景観資源周辺における景観形成 (景観資源の周辺にある敷地)

景観づくり3-1 景観づくり3-2 における景観形成しにおける景観形成

景観形成重点地区一景観保全誘導区域

(1)市街地類型

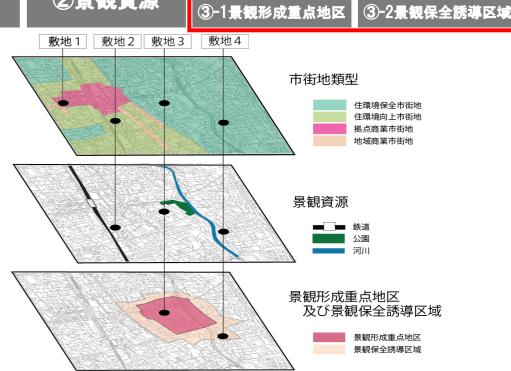
1)市街地類型 ②景観資源

1)市街地類型

②景観資源

①市街地類型

②景観資源



5-1 景観形成重点地区及び景観保全誘導区域の指定範囲



5-2景観形成の方針

全体方針

- 崖線、八景坂、大森駅西口広場などの豊かな 地形や空間を活かし魅力ある景観づくりを 進めます。
- 天祖神社や戦前に開発された住宅地など、 歴史・文化と調和した景観づくりを進めます。

景観形成重点地区

- 崖線沿いの地形を踏まえ、坂や階段など<mark>地形</mark> の変化を歩き、楽しめる賑わいのある 景観づくりを進めます。
- 崖線沿い高地を踏まえ、**街の建築物や緑など** 眺望を魅せる景観づくりを進めます。
- 多様な街並みを人が行き交い、**暮らしと** 賑わいがつながる景観づくりを進めます。

景観保全誘導区域

- ○景観形成重点地区の背景となる崖線の地形 や緑の保全に努めます。
- 大森八景坂や大森駅西口広場などの街並み に加え、大森駅の東側も含めた一体的な景観 誘導を図ります。

公共施設(大森駅西口広場、池上通り等)

- 大森八景坂地区の顔となるような 空間デザインを図ります。
- 周辺市街地と一体的な空間となるように配慮 し、ヒューマンスケールの感じられる景観誘導 を図ります。

5. 大森八景坂周辺における景観形成の概要

5-3景観形成基準

• 景観形成基準は、景観法第8条に基づき、**建築物の建築等、工作物の建設等**及び**開発行為**を対象として、 配置、公開空地・外構・緑化、高さ・規模及び形態・意匠・色彩について基準を設定し、景観を誘導する。

※イメージ図

・大森八景坂周辺(池上通り沿道)では周囲との調和や連続性 に配慮する。 配置 ・建築物の背景となる**崖線の地形や緑が感じられる**工夫をする。 ・道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など 建築物の建築等 に配慮した配置とする。 ・坂に面する敷地の擁壁は、石垣等にすることで圧迫感のない 高さに抑える。 ・緑の量や質の向上に努め、連続したみどりの街並みを形成 公開空地 **する**ための工夫をする。 外樽 ・西口広場等は、**商店街としての賑わい**を活かすとともに、 緑化 多様で連続性のあるまちなみに繋げる。 ・緑化は、周辺景観との調和を図るとともに、植物の良好な 生育に配慮する。

高さ 規模

形態

意匠

色彩

- ・横長な建築物は、単調さを軽減する色彩、凹凸及び壁面緑化などのデザインの 変化により分節化する。
- ・2階以下の低層部では、ヒューマンスケールな空間づくりに努める。また、通りに 面する場合は、開口部を大きくとり、開かれた設えとする。
- ・3階以上の中高層部は、明るい色彩や壁面の位置を下げるなど、圧迫感を軽減 する配慮に努める。
- ・屋根・屋上については、屋外広告物を設置しないように努める。また、設備等が ある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。
- ・建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。
- ・坂や階段に面する建築物は、外観や階高を意識した大森八景坂らしい地形が 感じられるように工夫する。
- ·交差点に面する建築物は、建築物の顔をつくるように努める。
- ・天祖神社周辺の建築物は、神社のまとまりのある緑を意識するとともに、階段に 対して出入り口や開口部を設置することで、賑わいの創出に努める。
- ・色彩は、色彩基準に適合するとともに、周囲の建築物や緑との調和を図る。

5-4景観形成基準の適用イメージ

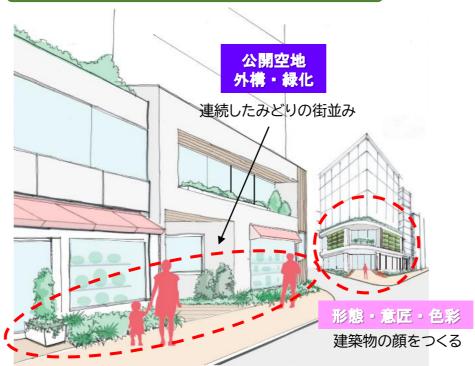
八景坂沿いの建築物

・上記の景観形成基準を適用した際のイメージ図を以下に示します。

高さ・規模 デザインの変化による分節化

周囲との調和や連続性

交差点に面する建築物・坂や階段に面する建築物



5-5公共施設の景観イメージ

• 5-2大森八景坂における景観形成の方針(公共施設)を適用 した際のイメージ図は以下のとおり

補助第28号線(池上通り)

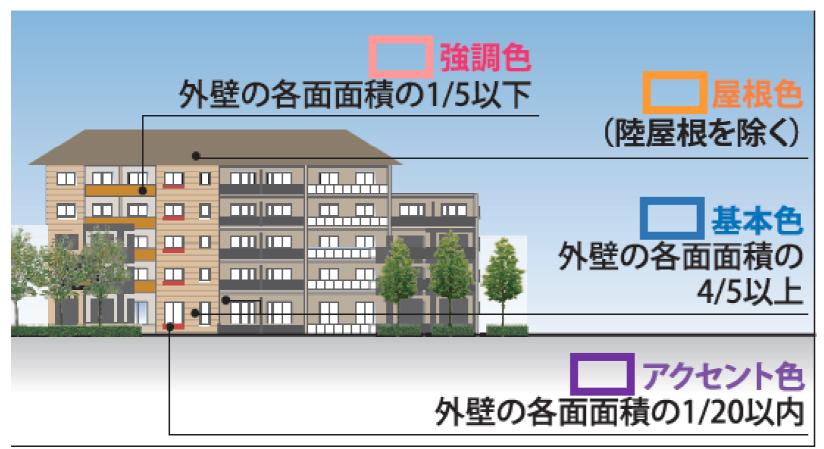
- ゆとりと緑のある歩行者空間の整備
- 商店街等との親和性、一体性に努め、賑わいある街並みを形成
- 夜間においても安全で賑わいある八景坂を創出



※イメージ図

5. 大森八景坂周辺における景観形成の概要

5-6色彩基準における面積比の考え方



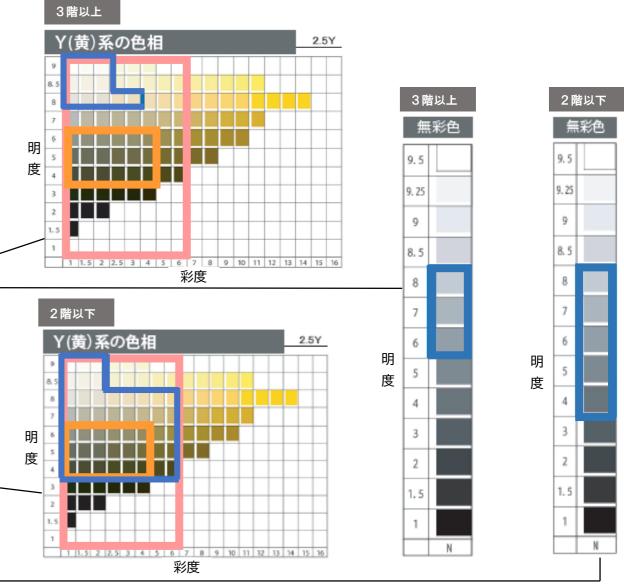
※国分寺崖線、洗足池(住宅地内)及び(仮称)大森八景坂景観衛星重点地区については、アクセント色の使用は不可とします。

5-7 (仮称) 大森八景坂景観形成重点地区における色彩基準 [Y (黄) 系の色相の場合]



5-7(仮称)大森八景坂景観形成重点地区における色彩基準

基準の 区分	色彩の 分類	色相	明度		彩度	
			2階以下	3階以上	2階以下	3階以上
基本色	無彩色	N	4以上8.5未満	6以上8.5未満	-	-
	有彩色	0R~4.9YR	4以上8.5未満	6以上8.5未満	4以下	3以下
			8.5以上	8.5以上	1.5以下	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	8以上8.5未満	6以下	3以下
			8.5以上	8.5以上	2以下	2以下
		その他	4以上8.5未満	5以上8.5未満	2以下	1以下
			8.5以上	8.5以上	1以下	1以下
強調色	無彩色	N	-	-	-	-
	有彩色	OR∼4.9YR	-	-	4以下	4以下
		5.0YR~5.0Y			6以下	6以下
		その他			2以下	2以下
屋根色	有彩色	5.0YR~5.0Y	4以上6以下	4以上6以下	4以下	4以下
		その他			2以下	2以下



4